

令和3年3月30日

お客さま各位

瀬戸信用金庫

少額残高預金の口座解約手続きにおける「印鑑不要化」の実施
ならびに預金規定の改定について

平素は、瀬戸信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫は、お客さまの利便性向上のため、個人（個人事業主含む）のお客さまを対象に、残高 1 万円未満の預金口座に対する解約手続きにおいて、届出印の押印がなくても運転免許証等の顔写真付本人確認書類のご提示により手続きを可能とする取扱いを開始いたします。

また、取扱い開始に併せて下記のとおり預金規定を改定いたします。

記

1. お取扱いについて

(1) 対象となるお客さま

個人（個人事業主含む）のお客さま

(2) 対象となる預金口座

① 普通預金（無利息型普通預金含む）

② 貯蓄預金

③ 納税準備預金

(3) 対象となる条件

口座残高 1 万円未満

(4) お持ちいただくもの

① 該当預金通帳

② 運転免許証、マイナンバーカード等の顔写真付本人確認書類

2. 取扱店舗

全店店頭窓口（インターネット支店を除く）

3. 取扱開始日

令和3年4月1日（木）

4. 改定する預金規定

(1) 総合口座取引規定

(2) 普通預金規定（無利息型普通預金含む）

(3) 貯蓄預金規定

(4) 納税準備預金規定

※改定後の預金規定は、令和3年4月1日（木）以降、当金庫ホームページの「各種規定（約款）」
でご確認ください。

以 上